

第9回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年3月10日(水) 午前9時30分から午前10時35分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第1会議室

3. 出席委員(8名)

会 長	古賀 正廣
2番委員	梅野 節子
3番委員	鳥越 孝広
4番委員	中島 照章
5番委員	石橋 祐一
6番委員	藤原 優子
8番委員	池端 祥久
9番委員	内野 和幸

4. 欠席委員(1名)

7番委員	伊藤 照子
------	-------

5. 議事日程

審議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による許可申請について
報告第4号	農地法第18条の規定による許可申請について
報告第5号	非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	堺 三千也
主 査	野田 稔雄
職 員	前田 由紀子
職 員	塚本 雄二

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第9回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、2番委員、3番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局主査を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
では、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、4件の申請がっております。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 1番は基盤整備予定地であり、親戚関係での売買でございます。

 2番と3番も基盤整備予定地であり、1番の購入話からそれぞれ売買に至ったものでございます。

 4番は期間満了のため、更新をされるものでございます。

 いずれも3条調査書の各項目にも該当せず、許可基準を満たしております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 次に地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。

 1番から3番までを3番委員をお願いします。

3番委員 1番から3番までの〇〇さんは、認定新規就農者で規模拡大ということでは場整備予定地を考えられてのことです。若いですし頑張っておられますので問題はありません。

議長 次に4番について、9番委員をお願いします。

9番委員 お二人はご兄弟で、家のそばになります。定年後、農業に励んでおられますので問題ありません。

議長 それでは審議に入りたいと思います。事前に事務局にはご質問があつていないようですが、改めて皆様からご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 ご意見が無いようですので、審議を終わり採決に入りたいと思います。
まず1番から3番までは同一者でございますので、まとめて採決としてよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、1番から3番までを許可される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。
全員賛成で1番から3番までは許可することに決定いたします。

議長 次に4番案件を許可される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。
全員賛成で4番案件は許可することに決定いたします。

議長 それでは、次の

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、2件の申請がっております。
事務局からの説明をお願いします。

事務局 はい。
1番は平成28年8月に転用許可があり、11月の完成間際に敷地をはみ出し

太陽光パネル設置が判明したことで県指導が入ったところです。

4年程かかりましたが、はみ出したパネルの撤去が終了し、当初の計画から水路位置の変更、そしてパネル下に調節池機能を設けるなどの変更がっております。

また、撤去された太陽光パネルは、山頂のためパネル運搬も費用がかかることから、隣接する南関町側の山林に設置されました。

そのため、太陽光パネルが2カ所に分かれたことにより、南関町側の発電した電気をケーブルで繋ぐ必要が生じ、隣接の農用地、青地の農地の50センチメートル下に埋設されることになり、この部分の転用も県指導により提出されたところです。以上がこれまでの概要となります。

それでは、資料の説明に入ります。(資料読み上げ)

本申請について、許可相当か否か、並びに付すべき意見の有無について、ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局から説明が終わりました。
次に担当委員の意見を5番委員からお願いします。

5番委員 先日、担当地域の推進委員と一緒に現地調査を行いました。はみ出した太陽光パネルは撤去されておりました。また、図面通りに水路等も変更されていることを確認しました。問題はありません。

議長 4年程時間を要しましたが、県指導に応じ是正されてきたところのようです。何かご意見はございませんか。

9番委員 地下にケーブルを埋設されるようですが、転用許可との関係はどうなっているのですか。パネルがある間は長期に、半永久的にあると思うのですが。

議長 ケーブル部分は転用ではないかということですね。

事務局 隣接する農地の地下ケーブル部分については、地下50センチ以上あるため、工事のため農地として使用できない期間があることから、県指導により県許可提出となったところです。

9番委員 使えない期間というのは分かるのですが、地下に埋設していることについてはどうなのでしょう。

事務局 一般的に排水管の埋設等をする但也有りますが、その際も転用許可等は求められておらず、その様な解釈となっております。

基本的に埋設した上の部分が農地として耕作できる状態であれば問題ないとされているようで、その際、深さがどうであるかは県が状況を見て判断されております。

今回は、地下に埋設することに耕作上問題がなく、工事の期間、耕作出来ない部分が生じることから一時転用として提出を求められているものです。

9番委員 分かりました。

議長 他にご質問はございませんか。
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。
それでは、1番について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可相当とすることに決定します。

議長 次に、2番について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可相当とすることに決定します。
次に

議案第3号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第3号については、16件の申請がっております。
それでは、事務局から説明をお願いします。

議長 事務局説明がありました。何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。
議案第3号は一括採決としたいと思いますよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、一括採決と致します。
案件第3号全てを許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で全て許可することに決定します。

議長 それでは、次の報告に進みます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議長 報告第1号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、何かご質問はございますか。
(発言者なし)
それでは、報告1号を終わります。
続いて

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 報告第2号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、何かご質問はございますか。
(発言者なし)
それでは、報告2号を終わります。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 報告第3号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、何かご質問はございますか。
(発言者なし)
無いようですので、報告3号を終わります。
続いて

報告第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 報告第4号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、何かご質問はございますか。

(発言者なし)

無いようですので、報告4号を終わります。

続いて

報告第5号 非農地証明について

議長 報告第5号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、何かご質問はございますか。

(発言者なし)

無いようですので、報告5号を終わります。

議長 以上をもちまして、第9回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上